

改正

平成27年 6 月22日教委告示第 4 号

令和 3 年 3 月25日教委告示第 1 号

鈴鹿市立小学校小規模特認校の就学等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特色ある教育活動を行う小規模な学校において教育を受けさせたい保護者の希望に応えるとともに、小規模な学校における教育活動の一層の活性化を図ることを目的に鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する小規模特認校の就学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模特認校 特色ある教育活動を行う小規模な学校であって市内全域を通学区域として認める学校をいう。

(2) 指定中学校 就学等に関する規則（昭和33年鈴鹿市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第 4 条本文の規定により、小規模特認校の小学区を通学区域として指定する中学校をいう。

(小規模特認校の指定)

第 3 条 小規模特認校として教育委員会が指定する学校は、鈴鹿市立合川小学校とする。

(転入学期日)

第 4 条 小規模特認校への転入学の期日は、毎年 4 月 1 日を原則とする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(就学期間)

第 5 条 小規模特認校の就学期間は、小学校卒業までとする。

(定員等)

第 6 条 小規模特認校へ転入学できる児童の数は、小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会が毎年度定める。

(就学の条件)

第 7 条 小規模特認校への就学の条件は、次に掲げる事項を全て満たす場合とする。

(1) 就学を希望する児童が現に市内に在住し、又は第 4 条本文に規定する転入学の期日までに市内に転入する見込みがあること。

(2) 保護者の負担及び責任において、児童を通学させることが可能なこと。

(3) 保護者は、児童を小学校卒業まで小規模特認校へ就学させるとともに、卒業後は指定中学校へ入学することについて承諾していること。

(4) 小規模特認校の教育活動に賛同し、及びこれに協力すること。

(中学校の指定)

第 8 条 小規模特認校を卒業した児童は、指定中学校へ入学するものとする。

(就学の申請)

第 9 条 小規模特認校に就学を希望する児童の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校転入学申請書（第 1 号様式）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。この場合において、第 2 学年から第 6 学年までの児童の転学を希望するときは、当該児童が在籍する学校の校長が作成した転学に係る意見書（第 2 号様式）を添付するものとする。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る児童及び申請者と面接を行った後、受入れに係る意見書（第 3 号様式）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(審査及び通知)

第10条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、小規模特認校の就学の可否について審査

し、その結果を小規模特認校転入学許可通知書（第4号様式）又は小規模特認校転入学不許可通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（転入学許可の取消し）

第11条 教育委員会は、前条の規定により小規模特認校への転入学の許可を通知した後、当該許可をした児童について第7条の就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校転入学許可取消通知書（第6号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（就学校の変更）

第12条 小規模特認校又は指定中学校に就学している児童又は生徒が当該学校の就学が困難となった場合は、当該児童又は生徒の保護者は、在籍する学校の校長と協議の上、就学校変更届出書（第7号様式）を在籍する学校の校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、規則第4条本文の規定により指定された学校に就学するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月22日教委告示第4号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教委告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。